

第3回 長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金専門部会議事要旨

1. 日 時：令和2年10月22日（木） 午前9時54分～午前11時00分
2. 場 所：長崎労働局 8階会議室
3. 出席状況：公益代表委員：3名、労働者代表委員：3名、使用者代表委員：3名
4. 議題

- (1) 長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正について
- (2) その他（今後の予定）

5. 議事要旨

- (1) 長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正について

事務局より配付資料について説明を行った後、労使双方より金額改正に向けた基本的な考え方等について主張がなされた。

①労働者側意見

- ・コロナ禍による厳しい経営状況は十分理解しているが、最低賃金で働く労働者のモチベーションを上げ、労働組合のない企業の賃金の底上げに繋げるためにも最低賃金を上げるべきである。
- ・労使のイニシアティブによって全会一致を目指したい。

②使用者側意見

- ・今年度のコロナ禍による経済状況からみると現状維持の姿勢に変わりはないが、労使のイニシアティブにより合意に向かいたい。

その後、公労・公使の個別協議を行った結果、金額の一致が見られ、全体協議の場において、本年度の「長崎県電子部品等製造業」に係る最低賃金は「4円引き上げて、1時間837円とする。」ことで結審する旨の合意が得られた。

また、効力発生日については「法定どおり」とすることで了承された。

これにより、「専門部会報告書」及び「答申文」について各委員の了承を得たうえで、審議会令第6条第5項に基づき、会長名にて長崎労働局長あて答申が行われた。

- (2) その他（今後の予定）について

事務局より、本日から令和2年11月6日まで、異議申出に関する公示を行い、この間に異議申出があった場合には異議審を開催すること、及び、異議申出がない場合には、令和2年11月20日が官報公示となり、令和2年12月20日が法定発効となる旨説明を行った。